

海南市立東海南小学校北野上地区児童送迎業務実施仕様書

受託者は海南市立東海南小学校北野上地区児童送迎業務、その他運行に必要な付随業務を、以下により実施しなければならない。

受託者は当該委託業務を実施するに当たって、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路交通法（昭和 35 年法 105 号）、その他の関係法令を遵守し、学校の児童の安全かつ円滑な送迎が適正に行われるよう、当該委託業務を誠実に履行しなければならない。

1 委託業務名 海南市立東海南小学校北野上地区児童送迎業務

2 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

3 運行コース

スクールバスは図 1 及び図 2 に示す乗降場所と東海南小学校の間で運行する。

運行に使用する車両については受託者所有車両とする。また、転入転出及び転居等の事由により、実際の利用児童数が増減する可能性があることを予め十分理解し、対応すること。

4 委託業務の内容

海南市立東海南小学校長（以下、学校長という）が定める運行表及び「東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行計画書」（別紙 1）、「東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行時間表」（別紙 2）、「東海南小学校北野上地区児童送迎業務に係る送迎時間及び送迎距離について」（別紙 3）、「東海南小学校北野上地区児童送迎業務受託者実施事項」（別紙 4）に基づき学校の児童の安全かつ円滑な送迎を適正に行う。

また、運行中のトラブル発生時には「通園・スクールバス（タクシー）災害時等の対応マニュアル」を基に適切に対処する。

5 経費の負担

受託者はこの仕様書が定める業務を遂行するに当たって必要な一切の経費を負担する。また、図 1 及び図 2 に定める経路を通行できない場合において別の経路に迂回して児童を送迎した場合についても、それに要する費用は受託者の負担とする。

6 この仕様書に定めない事項、又は疑義のある事項については、双方協議の上、決定するものとする。

別紙 1

東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行計画書

1 送迎に使用する自動車の仕様

- (1) 受託者の所有であって、「東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行時間表」(別紙 2)において指定する人数を 1 台で送迎できるマイクロバス(参考:三菱ローザ 25 人乗り)で、乗車する児童全員がシートベルトを着用できるものでなければならない。
- (2) 送迎に使用する自動車には、通学で使用している車両(スクールバス等)であることを示す表示板を、車体に貼り付ける。

2 送迎日(運行日)

学校長が指定する日(祝日、土曜日、日曜日等の日も含む)

3 送迎日数

年間 225 日以内(1 台あたり)

4 送迎距離及び送迎時間

契約期間内において、27,000km 以下(2 台の合計)とし、送迎時間については、「東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行時間表」(別紙 2)を標準とする。

5 送迎経路(運行経路)

図 1 と図 2 に示す経路とする。

図 1 と図 2 に示す経路を通行できない場合は、迂回をして送迎を行うものとする。

6 冬用タイヤ

送迎に使用する車両については 12 月 1 日から翌年 3 月末日までの間は冬用タイヤを使用しなければならない。

東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行時間表

下記は標準であり、学校行事等によって送迎時間・送迎人数・送迎回数を変更する場合があるため、実際の運行にあたっては、海南市立東海南小学校長（以下、学校長という）の指示に従うものとする。また、出発時刻（登校時は青葉台及び高津児童会館からの出発時刻、下校時は東海南小学校からの出発時刻を指す。）の 10 分前に配車を行うこと。

記

(1)通常時

1. 登校時（バス 2 台の運行）

バス①（20 人前後）

7:45	青葉台 発
↓	実走
7:47	七山二地藏前 発
↓	実走
7:49	七山団地 発
↓	実走
7:51	七山南 発
↓	実走
7:52	新北野上橋 発
↓	実走
7:53	原野南 発
↓	実走
8:00	東海南小学校 着

バス②（20 人前後）

7:47	高津児童会館 発
↓	実走
7:53	旧北野上小学校 発
↓	実走
7:55	野尻 発
↓	実走
7:56	八幡橋西詰
↓	実走
8:00	東海南小学校 着

2. 下校時

【月・火・木・金曜日】（1便目はバス1台、2便目はバス2台(内1台はピストン)の運行）

1便目：1台

バス①（20人前後）

14:50	東海南小学校 発
↓	実走
14:54	八幡橋西詰 発
↓	実走
14:55	野尻 発
↓	実走
14:57	旧北野上小学校 発
↓	実走
15:03	高津児童会館 発
↓	実走
15:06	七山団地 発
↓	実走
15:08	七山二地藏前 発
↓	実走
15:10	青葉台 発
↓	実走
15:13	七山南 発
↓	実走
15:14	新北野上橋 発
↓	実走
15:15	原野南 発
↓	回送
15:22	東海南小学校 着

2便目：2台

バス①・バス②（各20人前後）

15:40	東海南小学校 発
↓	実走
15:44	八幡橋西詰 発
↓	実走
15:45	野尻 発
↓	実走
15:47	旧北野上小学校 発
↓	実走
15:53	高津児童会館 発
↓	実走
15:56	七山団地 発
↓	実走
15:58	七山二地藏前 発
↓	実走
16:00	青葉台 発
↓	実走
16:03	七山南 発
↓	実走
16:04	新北野上橋 発
↓	実走
16:05	原野南 着

【水曜日】（1便目はバス1台、2便目はバス2台(内1台はピストン)の運行）

1便目：1台

バス①（20人前後）

13:30	東海南小学校 発
↓	実走
13:34	八幡橋西詰 発
↓	実走
13:35	野尻 発
↓	実走
13:37	旧北野上小学校 発
↓	実走
13:43	高津児童会館 発
↓	実走
13:46	七山団地 発
↓	実走
13:48	七山二地藏前 発
↓	実走
13:50	青葉台 発
↓	実走
13:53	七山南 発
↓	実走
13:54	新北野上橋 発
↓	実走
13:55	原野南 発
↓	回送
14:02	東海南小学校 着

2便目：2台

バス①・バス②（各20人前後）

14:35	東海南小学校 発
↓	実走
14:39	八幡橋西詰 発
↓	実走
14:40	野尻 発
↓	実走
14:42	旧北野上小学校 発
↓	実走
14:48	高津児童会館 発
↓	実走
14:51	七山団地 発
↓	実走
14:53	七山二地藏前 発
↓	実走
14:55	青葉台 発
↓	実走
14:58	七山南 発
↓	実走
14:59	新北野上橋 発
↓	実走
15:00	原野南 着

(2)短縮日課など一斉下校時

バス 2 台の運行（各 20 人前後）

14:35	東海南小学校 発
↓	実走
14:39	八幡橋西詰 発
↓	実走
14:40	野尻 発
↓	実走
14:42	旧北野上小学校 発
↓	実走
14:48	高津児童会館 発
↓	実走
14:51	七山団地 発
↓	実走
14:53	七山二地藏前 発
↓	実走
14:55	青葉台 発
↓	実走
14:58	七山南 発
↓	実走
14:59	新北野上橋 発
↓	実走
15:00	原野南 着

(3)夏季休暇中における自由水泳実施日

登校時

バス①

青葉台 発
実走
七山二地藏前 発
実走
七山団地 発
実走
七山南 発
実走
新北野上橋 発
実走
原野南 発
実走
東海南小学校 着

バス②

高津児童会館 発
実走
旧北野上小学校 発
実走
野尻 発
実走
八幡橋西詰
実走
東海南小学校 着

下校時

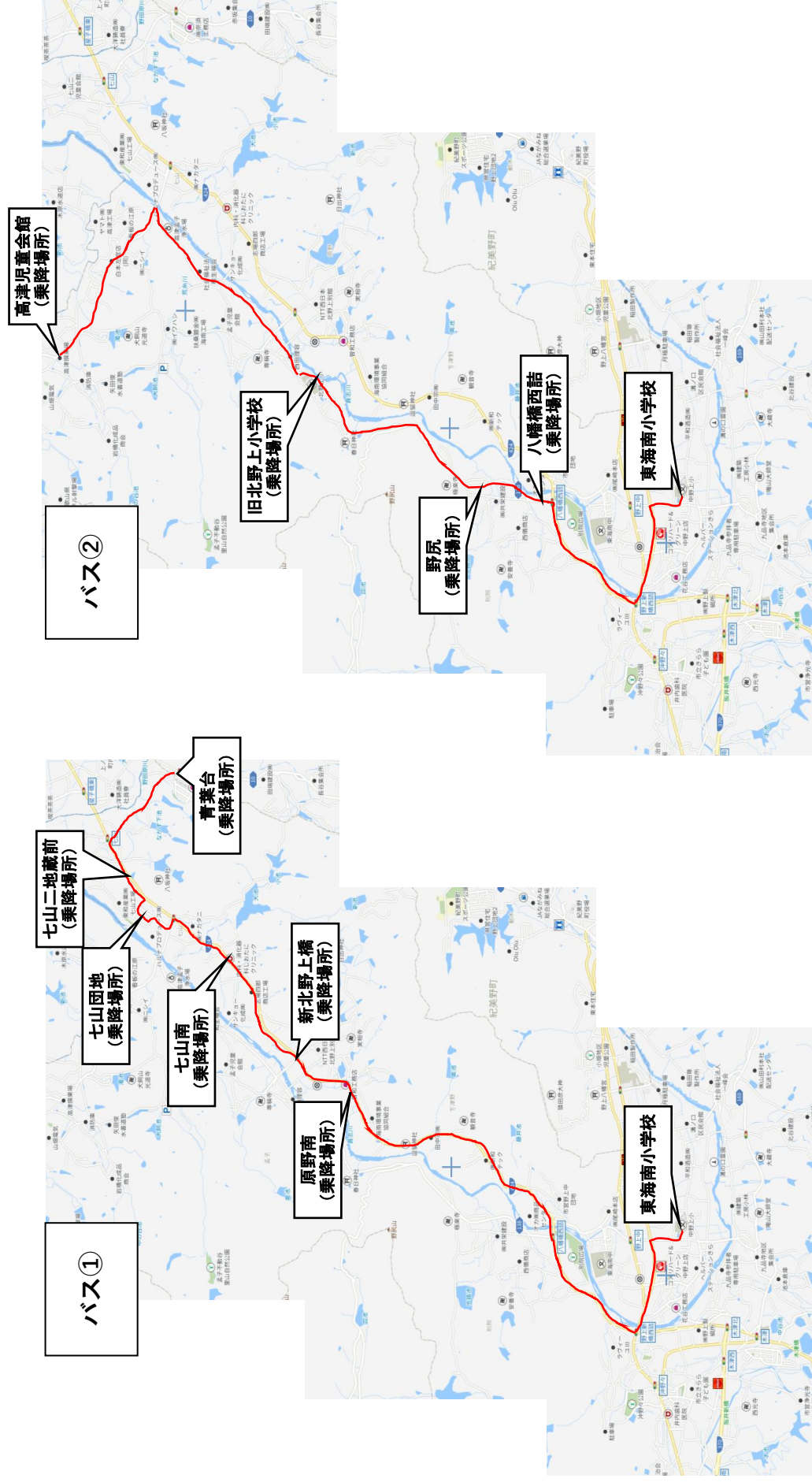
東海南小学校 発
実走
八幡橋西詰 発
実走
野尻 発
実走
旧北野上小学校 発
実走
高津児童会館 発
実走
七山団地 発
実走
七山二地藏前 発
実走
青葉台 発
実走
七山南 発
実走
新北野上橋 発
実走
原野南 着

(4)その他

学校長の指示により、「東海南小学校北野上地区児童送迎車両運行計画書」（別紙１）に示す距離の範囲内で、上記(1)、(2)、(3)以外に運行を行う。

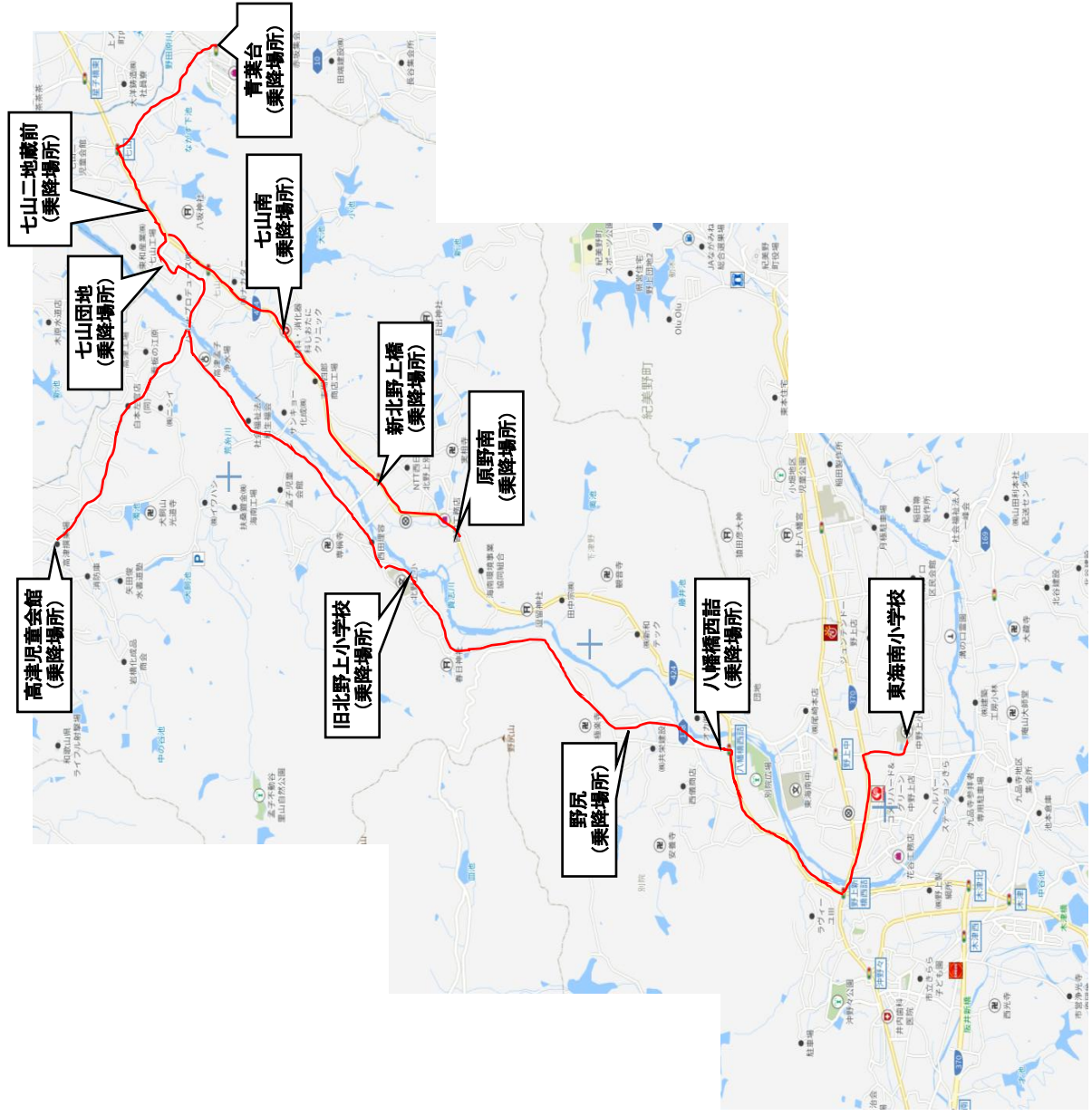
図1

登校時



下校時

図 2



別紙 3

「海南市立東海南小学校北野上地区児童送迎業務」 に係る送迎時間及び送迎距離について											
ダイヤ	登校時			下校時			走行 時間	待機等 時 間	拘束 時間	走行 距離	年間走行 予定日数
	青葉台 発	高津 児童会館 発	東海南 小学校 着		東海南 小学校 発	原野南 着					
バス① (月・火・木・金)	7:45	-	8:00	(1便目)	14:50	15:15	65分	65分	130分	36.8km	180日
	-	-	-	(2便目)	15:40	16:05					
バス② (月・火・木・金)	-	7:47	8:00	(2便目)	15:40	16:05	38分	40分	78分	19.4km	180日
バス 2 台 総合計							103分	105分	208分	56.2km	360日
バス① (水)	7:45	-	8:00	(1便目)	13:30	13:55	65分	80分	145分	36.8km	45日
	-	-	-	(2便目)	14:35	15:00					
バス② (水)	-	7:47	8:00	(2便目)	14:35	15:00	38分	40分	78分	19.4km	45日
バス 2 台 総合計							103分	120分	223分	56.2km	90日

※下校時バス 2 台の内、1 台はピストンによる送迎

※下校 1 運行目と 2 運行目の間の時間は待機時間に含む。

※点呼・点検時間、回送時間、回送距離は含まない。

※時刻等は標準であり、学校行事等で変更する場合あり。

※待機時間内訳

	登校時発前確認	登校時着後確認	下校時発前確認	下校時 1 便目着から下校時学校 2 便目発	下校時着後確認	合計
バス① (月・火・木・金)	10分	10分	10分	25分	10分	65分
バス② (月・火・木・金)	10分	10分	10分	-	10分	40分
バス① (水)	10分	10分	10分	40分	10分	80分
バス② (水)	10分	10分	10分	-	10分	40分

※走行距離内訳

	バス①登校時	バス②登校時	下校時	回送	合計	
バス① (ピストン有)	7.5km	-	12.7km	3.9km	36.8km	(7.5 + 12.7 + 3.9 + 12.7)
バス②	-	6.7km	12.7km	-	19.4km	(6.7 + 12.7)

別紙 4

東海南小学校北野上地区児童送迎業務受託者実施事項

- 1 海南市立東海南小学校北野上地区児童送迎業務実施仕様書に基づき、安全、確実に適切な送迎を遂行しなければならない。
- 2 受託者が本委託業務に従事させる運転業務員は、次の要件を備え、21 に定める登録手続きを行った者でなければならない。
 - a 心身ともに健康であり、本委託業務を遂行するについて支障のない者。
 - b 送迎に使用する車両の種類に係る道路交通法に規定する運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。
 - c 令和9年4月1日において、運転する送迎に使用する車両に類する車両の運転の経験が1年以上あること。
- 3 受託者は、運転業務員に、次の行為をさせないようにすること
 - a 安全な運行に支障のある箇所を通過すること。
 - b 乗降口の扉を閉じる前に、発車すること。
 - c 乗降口の扉を、停車前に開くこと。
 - d 火薬類、揮発油その他の引火性液体、黄りんその他の爆発性物質等、安全な運行に支障を生じさせるおそれのあるもの、乗車する児童等の迷惑となるものを車内に持ち込むこと。
 - e 酒気を帯びて職務に従事すること。
 - f 送迎に使用する車両の車内又は学校内、児童の乗降場所で喫煙すること。
 - g 学校の児童等が乗車する車両の走行中、職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をする事。
 - h 職務上知りえた秘密を他人に漏らすこと。
- 4 慎重かつ丁寧な運転を行うとともに、児童等に対して公平かつ懇切な対応を行い、教育的な配慮のある対応を厳守しなければならない。
- 5 受託者は、運転業務員に対し、車両運行の安全及び児童等の利便を確保するため誠実に職務を遂行するとともに、児童等に対して公平かつ懇切な対応を行い、教育的な配慮ある対応するよう指導しなければならない。
- 6 受託者は、本委託業務に従事する運転業務員に対し、次の事項について適切な指導監督を怠ってはならない。
 - (1) 運行経路の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める車両の運転に関する事項
 - (2) 送迎業務に係る時間厳守に関する事

- (3) 児童等の置き去り防止のための車内巡回等に関する事項
 - (4) 運行車両の車内の整理整頓や適切な清掃の実施等運行車両について清潔を保つことに関し必要な事項
 - (5) 運行車両に備えた非常信号用具、消火器等の取扱い等に関する事項
 - (6) 学校の児童、学校の職員、学校の児童の保護者その他の関係者及び市民等に対する応接に関し必要な事項
- 7 受託者は、運転業務員を遅滞なく所定の位置に配置しなければならない。ただし、学校長または海南市教育委員会の指示がある場合は、その指示によるものとする。
- 8 受託者は、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全に運転することができないおそれがある運転業務員を業務に従事させてはならない。学校長又は海南市教育委員会が、その業務を行うことについて不適当と認める運転業務員についても、同様とすること。
- 9 受託者は、児童等の送迎業務を終了した運転業務員に対して確認を行い、その送迎状況について報告を求めなければならない。
- 10 受託者は、次の(1)から(9)に定める事項を含む運行記録表を作成し、運行日ごとに記録しなければならない。当該台帳は、本委託業務終了後1年間受託者において保存しなければならない。
- (1) 運行年月日
 - (2) 運行した車両の車両登録番号
 - (3) 運行時間(学校発の時刻及び学校着の時刻を含む)
 - (4) 出発地及び到着地
 - (5) 送迎した児童等の人数
 - (6) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
 - (7) 酒気帯びの有無の確認方法
 - (8) 酒気帯びの有無の確認結果
 - (9) 事故、著しい遅延その他の異常な状態及びその原因運行に関する苦情の申出及びそれに対する弁明
- 11 受託者は、運行業務に使用する車両の法定点検整備、日常点検整備を適切に行わねばならない。
- 12 学校の児童等が乗車する車両の運行中、当該車両の重大な故障を発見し又は事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止すること。
- 13 受託者は、運行を中断したときは、その車両に乗車している児童等のために、次の

事項に関して運転業務員とともに適切な処置をしなければならない。この場合において、運行の中断について直ちに学校長に報告するとともに、学校長の指示のあるときには、その指示に従わねばならない。

- a 当該学校の児童等の送迎を継続すること。
- b 当該学校の児童等を出発点まで送還すること。
- c a 及び b のほか、当該学校の児童等を保護すること。

14 受託者は、天災その他の事故により、車両に乗車している児童等が死亡し、又は負傷したときは、次の事項を運転業務員とともに実施しなければならない。

- a 死傷者のあるときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- b 死傷者のあるときは、直ちにその旨を学校長に報告すること。
- c 遺留品を保管すること
- d 死傷者を保護すること。

15 受託者は、送迎に使用している車両の運行を中断したとき又は送迎に使用している車両の運行において事故が発生したときは、直ちに 13 及び 14 に規定する対応のほか、適切な対応を行い、24 時間以内にその概要を報告する書類を学校長に提出しなければならない。また、中断又は事故の原因について調査し、その再発防止対策について取りまとめ、中断および事故の状況について整理した上、その中断又は事故の発生から 10 日以内に、車両故障事故報告書を学校長に提出しなければならない。この場合において受託者は、学校長に対し所要の説明を行う。

16 受託者は、事故等に備えた代替車両を確保し、「別紙 2」又は、学校長、教育委員会が指定する運行時刻のとおりに児童を送迎しなければならない。

17 受託者は、運行に係る事故に伴い生じた人的、物的等の損害について一切の賠償及び対応を行わねばならない。

18 受託者は、1 箇月ごとに、次の事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより運転業務員に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転業務員に携行させなければならない。

- (1) 運行年月日及び運行車両の車両登録番号
- (2) 運転業務員の氏名
- (3) 運行時間(出発地での待機時刻及び主な経由地における発車、到着の時刻を含む。)及び運行経路(出発地及び主な経由地の名称を含む。)
- (4) 乗降する場所
- (5) 運行に際して注意を要する箇所の位置及びその状況
- (6) その他運行の安全を確保するために必要な事項

- 19 受託者は、運行する車両に少なくともその運行経路区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所、旧跡、鉄道の駅などが明示された地図を備えておかなければならない。
- 20 受託者は本委託業務の遂行に十分な運転業務員(交替するための運転業務員を含む。)を常時、選任しておかなければならない。
- 21 受託者は、本委託業務に従事させる運転業務員全員について次の(1)から(6)までの事項を記載し、かつ、(7)の当該運転業務員の写真をはり付けた児童送迎運転業務員台帳を作成し、これを学校長に提出しなければならない。また、送迎業務に従事させる運転業務員は、この台帳に掲載した者でなければならない。なお、記載事項等の変更、追加等があった場合には、当該台帳の修正等を行わねばならない。当該台帳は、委託業務終了後受託者に返還し、受託者はその後1年間当該台帳を保存しなければならない。
- (1) 作成年月日
 - (2) 受託者の氏名又は名称
 - (3) 運転業務員の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入れの年月日及び運転業務員に選任された年月日
 - (5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する運転免許に関する次の事項
 - ア 運転免許証の番号及び有効期限
 - イ 運転免許の年月日及び種類
 - ウ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
 - (6) 電話番号
 - (7) 当該台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の3cm×4cm以上の大きさの写真
- 22 受託者は、運転業務員に制服を着用させ、その者が運転業務員であることを表示させなければ、その者をその職務に従事させてはならない。
- 23 受託者は、運転業務員が車両の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び運転業務員の服務についての規律を定めなければならない。
- 24 受託者は、学校の児童に対する対応その他車両による送迎に関して苦情を申し出たものに対して、遅滞なく弁明しなければならない。
- 25 受託者は、運転業務員に携帯電話を携行させる、又は業務に使用する車両に無線機を配備する等して、受託者、運転業務員、学校、海南市教育委員会等が常に関係者と連絡をとりあえるようにしておかねばならない。
- 26 その他、学校長及び海南市教育委員会の指示に従うこと。

通園・スクールバス（タクシー）
災害時等の対応マニュアル

令和 7 年 3 月作成
海南市教育委員会

本マニュアルは、海南市通園・スクールバス（タクシー）における幼児・児童等の安心・安全な登降園・登下校の運行及び臨時運行を実施するにあたり、運行中のトラブル発生時に迅速、適切に対処するため作成する。

（関係法令）

- ・道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)
- ・道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)
- ・道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)
- ・学校保健安全法施行規則(令和 4 年文部科学省令第 41 号)

災害等発生時の対応について

1 運行中に災害等が発生した際の基本的行動

- (1) 災害等が発生した際は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- (2) 運転者は乗車している幼児・児童等の安全確保を最優先すること。
- (3) 的確な初動対応を行うこと。
- (4) 災害等が発生した場合は「災害等が発生した場合のフロー図」を参考に行動すること。
- (5) バス(タクシー)を置いてやむを得ず避難しなければならない場合は、状況に応じて、エンジンは切り、エンジンキーは付けたまま、もしくは運転席など分かりやすい場所に置いておくとし、窓を閉め、ドアロックはしないこととする。
- (6) 教育委員会からのドライブレコーダーやその他の書類提出依頼、説明要求に速やかに対応すること。

2 地震(震度 5 強以上)が発生した場合

- (1) 登園・登校前(幼児・児童：在宅中)
登校前は、幼稚園・小学校からの連絡に応じた対応をとる。
- (2) 登降園・登下校中
乗車している幼児・児童等がいる場合は、周囲の状況を確認したうえで、直ちに安全な場所へ避難すること。また、幼稚園・小学校に状況を報告し、対応を協議すること。
- (3) 在園・在校中
活動時間や授業時間など園学校生活中は、幼稚園・小学校に向かうルート of 安全について情報収集に努め、走行が難しい場合等は、幼稚園・小学校に状況を報告し、対応を協議すること。
- (4) 登降園・登下校共通事項
 - ア 登降園・登下校中、運行不可能となった場合は、運転者は、バス(タクシー)を安全な場所に停車し、幼児・児童等を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を業務を請け負った事業者の運行管理者（以下、運行管理者という。）に報告すること。
 - イ 運行管理者は、幼稚園・小学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委

員会に報告すること。

ウ 震度5以下の場合でも、大きな被害がでている場合は、上記の各項目に準じて適切に対応すること。

3 津波警報・大津波警報等が発令された場合

(1) 登園・登校前(幼児・児童：在宅中)

登校前は、幼稚園・小学校からの連絡に応じた対応をとる。また、その旨を教育委員会に報告すること。

(2) 登降園・登下校中

ア 乗車している幼児・児童等がいる場合は、ハザードマップのレベル3で示されている高台等浸水の危険性のない、より標高が高くより安全な場所に向かうこと。高台等に向かえない場合は、ハザードマップのレベル2で示されている避難場所等へ向かうこと。レベル2で示されている避難場所等にも向かえない場合には、ハザードマップのレベル1で示されている津波緊急避難ビル等へ向かうこと。

イ 幼児・児童等の安全が確保され次第、避難場所等状況を運行管理者に報告すること。

ウ 運行管理者は、幼稚園・小学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

エ 活動時間や授業時間など園学校生活中は、幼稚園・小学校に向かうルート of 安全について情報収集に努め、走行が難しい場合等は、幼稚園・小学校に状況を報告し、対応を協議すること。

4 交通事故

(1) 運転者は、負傷者の救護を第一優先とし、警察、消防及び運行管理者に連絡すること。

(2) 運行管理者は、幼稚園・小学校及び教育委員会に連絡すること。

(3) 登降園・登下校中の事故のときは、運行管理者は代車を用意し幼児・児童の登降園・登下校に対応すること。

5 その他の災害

(1) 運行が困難となった場合、運転者はバス(タクシー)を安全な場所に停車し、幼児・児童等を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行管理者に報告するとともに適切に対応すること。

(2) 運行管理者は、幼稚園・小学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

別添資料

弾道ミサイル飛来時のチラシ・リーフレット

6 車輛の異常(車輛火災の恐れがある等)

- (1) 異常を感知した時は、ハザードランプを点灯させ、他の交通の支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車すること。ただし、トンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- (2) 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認すること。
- (3) 運転者は、乗務教諭、幼児・児童に状況を説明し、運転者の指示に従うことを徹底すること。
- (4) 車外への脱出を試みる前に周りの異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- (5) 幼児・児童等の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に十分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。乗務教諭、幼児・児童等の協力を求めて脱出を開始すること。
- (6) 火災が起きている場合は燃焼部位に近い幼児・児童等、起きていない場合は脱出口に近い幼児・児童から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- (7) 運行者は、車外へ脱出後は車内に残った幼児・児童がいらないか再確認をし、幼児・児童を車線外へ誘導すること。
- (8) 幼児・児童等の安全を確認した後、110 番及び 119 番通報すること。
- (9) 警察及び消防への通報後、運行管理者に連絡すること。運行管理者は幼稚園・小学校及び教育委員会に報告すること。
- (10) 状況に応じて初期消火に当たること。

7 車内置き去り防止について ※設置は通園バスのみ

- (1) 運行者は「車内置き去り防止支援システム」の仕様等を熟知しておくこと。
- (2) 運行者は、通園バスの運行後、車内に園児等が残されていないか確認を行い、置き去り防止装置の適切な操作を行うこと。

「車内置き去り防止支援システム」は、車両のエンジン停止後、運転者や乗務員へ音声案内で車内に残った人員の確認を促し、確認が実施されない等でリセットスイッチが押されなかった場合、車外へ警報を発する「**降車時確認式**」の装置である。

また、万が一車内に取り残された幼児などが、自ら助けを求める際に SOS スイッチを押すことでも車外へ警報を発する。

■リセットスイッチ：乗務員へ車内の確認を促す音声案内と確認未実施時に車外へ警報を行う。

- ・エンジン停止後、車内の確認を促す音声案内を開始。
- ・乗務員が車内に幼児などがいないかを確認後、車両最後部に設置したリセットスイッチを押すことで、音声案内が停止。
- ・音声案内開始から一定時間経過してもリセットスイッチが押されない場合、ホーンの吹鳴と、ハザードランプが点滅。

■SOS スイッチ：万が一車内に取り残された際、スイッチを押すことで車外へ警報を行う。

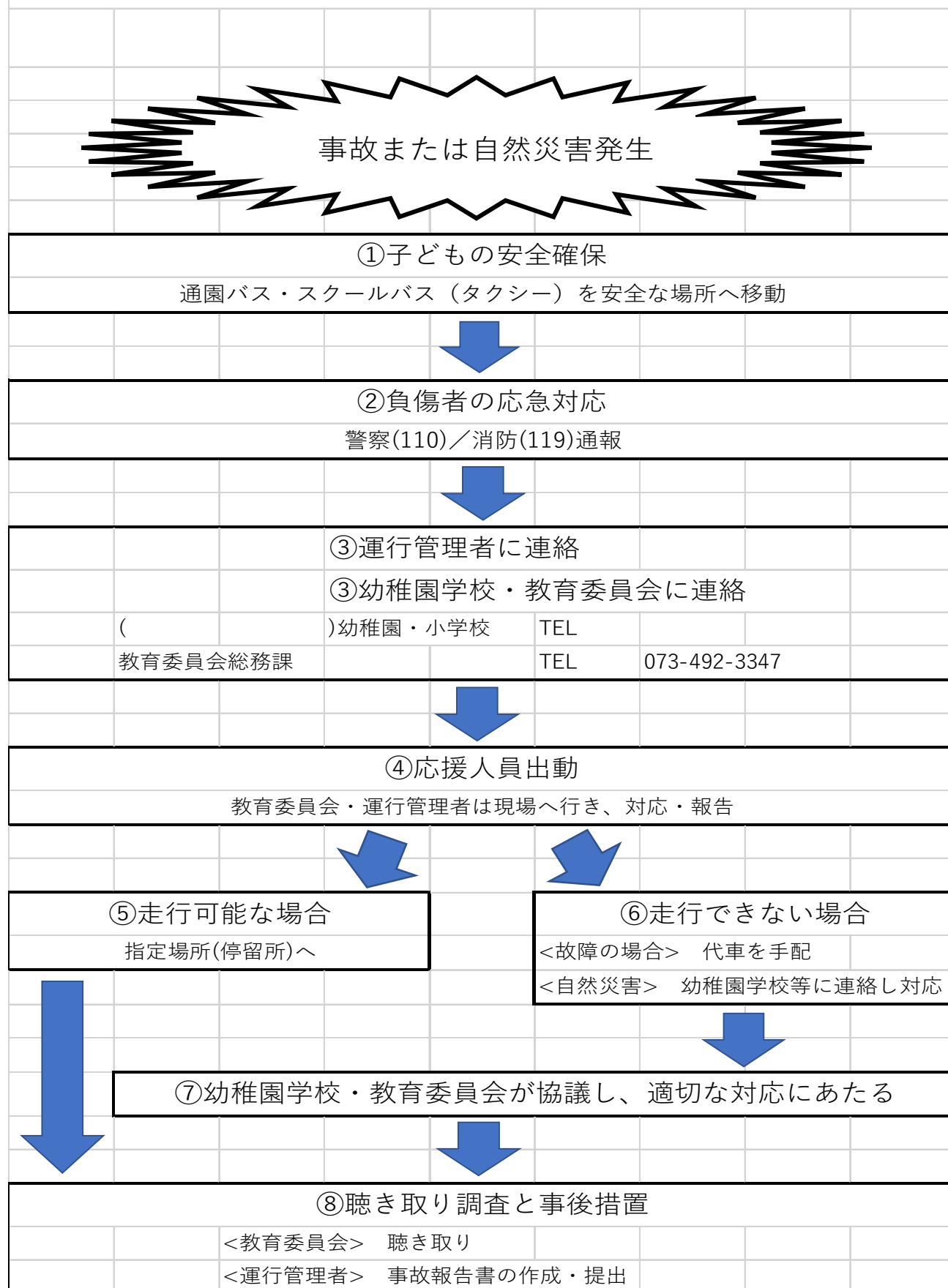
- ・取り残された幼児が自ら助けを求める場合、車内に設置した SOS スイッチを押すことでホーンの吹鳴とハザードランプが点滅。



ハザードマップ貼付欄

ハザードマップを携帯し、日頃から避難場所等の確認を行うこと。

災害等が発生した場合のフロー図



緊急連絡先

◎警察 1 1 0

◎消防(救急) 1 1 9

◎海 南 市 教 育 委 員 会 総 務 課 0 7 3 - 4 9 2 - 3 3 4 7

◎通園バス・スクールバス(タクシー)運行対象校

【幼稚園】 海南市立 下 津 幼 稚 園 0 7 3 - 4 9 2 - 0 4 5 2

【小学校】 海南市立 内 海 小 学 校 0 7 3 - 4 8 2 - 0 2 5 8

加茂川小学校 0 7 3 - 4 9 4 - 0 0 3 1

大 東 小 学 校 0 7 3 - 4 9 2 - 2 0 4 0

東海南小学校 0 7 3 - 4 8 7 - 0 2 4 1

弾道ミサイル攻撃を受けたとき 明暗を分けるのは避難行動

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとることが大切です！



屋外にいる場合



爆風や破片などを避ける

近くの建物の中

(できれば頑丈な建物や地下施設)

または **地下へ**



近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す

または **地面に伏せ**

頭部を守る



屋内にいる場合



爆風で割れた窓ガラスなどを避ける

窓から離れる

または **窓がない部屋へ**

よくあるご意見と回答

Q1

Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでしょう？

A. 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも、近くの建物の中や地下へ避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q3

地面に伏せる、頭部を守る……。それで、ミサイル攻撃から身を守れるとは思えません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、避難行動をとらない場合と比べれば被害を軽減できる可能性を高めることができます。

Q2

近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できるところがありません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

Q4

避難したところで、弾道ミサイルが直撃したら何をやっても無意味では？

A. 弾道ミサイルによる被害の程度は、その威力などによりさまざまであり一概には言えませんが、地下への避難などの適切な避難行動をとることで、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性を高めることができます。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

内閣官房

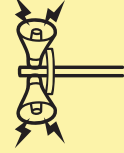
弾道ミサイル 飛来時の行動について

弾道ミサイルは、発射から
わずか10分もしないうちに
到達する可能性もあります。

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい
爆風や破片などにより、身体へ大きな
被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、
Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急
速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



屋内
にいる場合

爆風や破片などを避ける

屋内
にいる場合

爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

近くの建物の中

または 地下へ

緊急一時避難施設※をはじめ、
コンクリート造り等の頑丈な建物
や地下街、地下駅舎等の地下施設
へ避難することが望ましいですが、
それ以外でも構いません。



近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す

または 地面に伏せ

頭部を守る



その場で安全を確保し

窓から離れる

または

窓がない部屋へ



※ 緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を
軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索



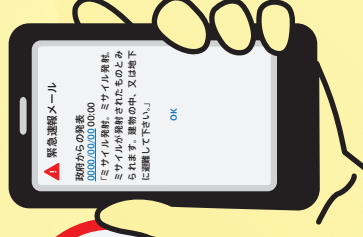
国民保護に関する情報

ミサイル発射。ミサイル発射。ミサイルが発射
されたものとみられます。建物の中、又は地下
に避難して下さい。

対象地域：
〇〇県

0000年00月00日00時00分発信

緊急速報メール
ミサイル警報
Jアラート



■旗を振る人も、時間的・場所的に安全が確保されていない状況では直ちに避難します。



地震だ、津波だ、すぐ避難！

「より高いところ」を目指して逃げよう！



津波避難ビル



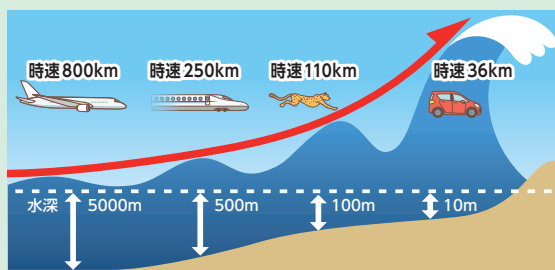
津波避難場所

海岸付近で地震の揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、
ただちに高い場所に急いで避難しましょう。



車を利用した場合、渋滞などにより円滑に避難できない場合があります。原則、**徒歩**で避難しましょう。

テレビ、ラジオ、スマホ等により、最新の情報を確認しましょう。



津波はとても速いので、津波を見てから逃げたのでは間に合いません。地震による揺れが無い場合や揺れを感じにくい場合にも大きな津波が来襲する可能性もあります。

目指すところは、**避難所**ではなく**避難場所**！

沿岸沿いにお住まいの方や旅行される方は、「津波ハザードマップ」で「津波の避難場所」等を確認しておきましょう。また、日頃からいろいろな場合を考えて、避難経路やいざという時の行動などを周りの人と話し合っておくことが大切です。

(避難所はその後の避難生活を送るための場所なので、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所とは違います。)

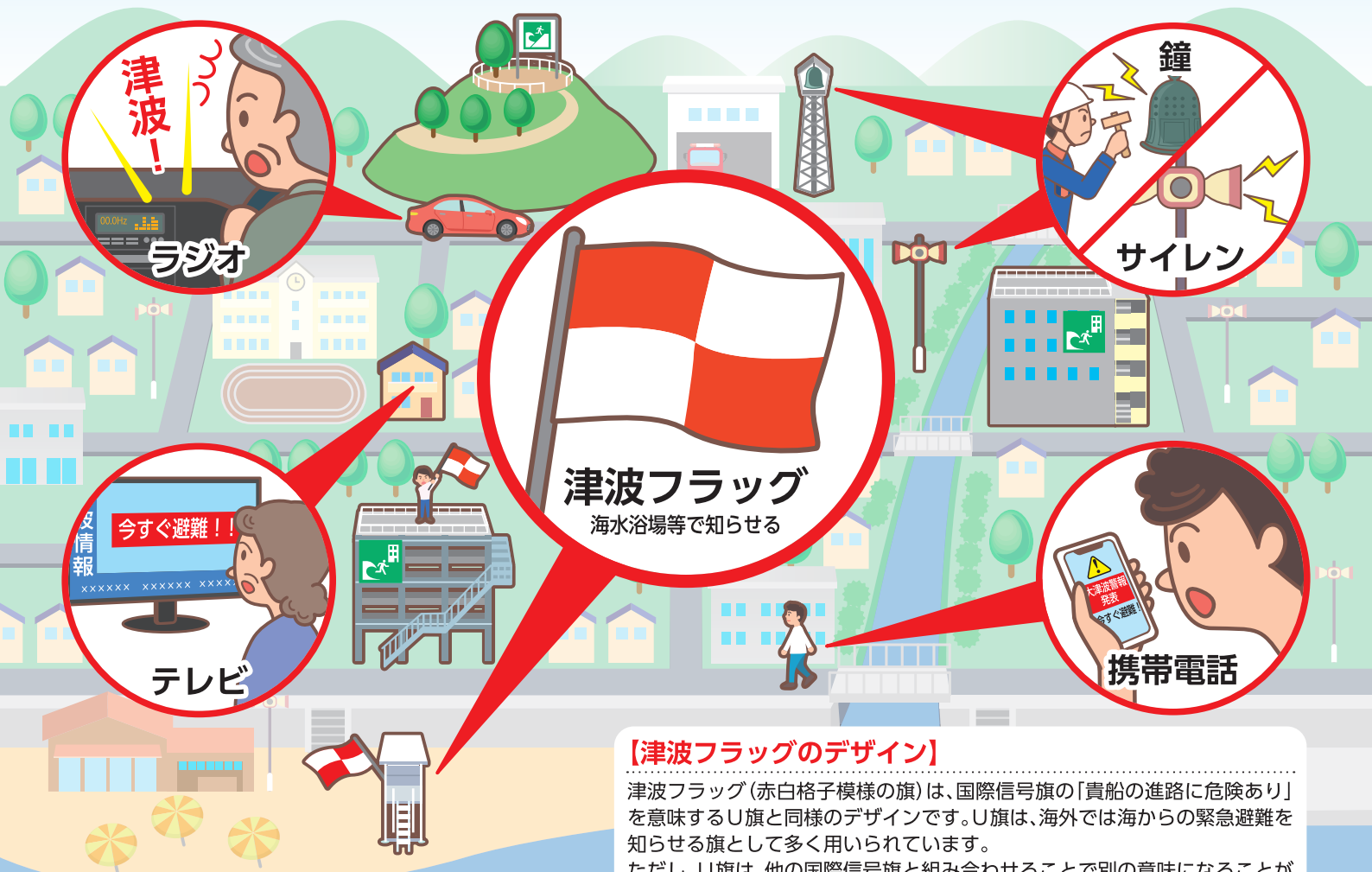


津波警報等が出たら

知る手段

津波警報等※は、テレビやラジオ、携帯電話等で知ることができます。知る手段に、令和2年6月より新しく「津波フラッグ」が加わりました。海岸で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難しましょう。

※津波警報等は、大津波警報・津波警報・津波注意報の総称です。



【津波フラッグのデザイン】

津波フラッグ（赤白格子模様の旗）は、国際信号旗の「責船の進路に危険あり」を意味するU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることで別の意味になることがあります。

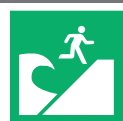
■ 旗を建物に掲げるなど他の手法でお知らせすることがあります。

情報種類		津波注意報	津波警報	大津波警報		
予想される津波の高さ	定性表現	表記しない	高い	巨大		
	数値	1m (0.2m-1m)	3m (1m-3m)	5m (3m-5m)	10m (5m-10m)	10m超 (10m-)

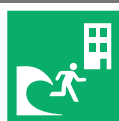
津波は繰り返し襲ってきますので、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波警報等が出ている間は絶対に戻ってはいけません！

津波避難誘導の標識の例



津波避難場所



津波避難ビル

津波浸水地域の標識の例



津波注意

津波警報等を伝える旗



津波フラッグ

内閣府
Cabinet Office

内閣府政策統括官
(防災担当)付参事官
(調査・企画担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎8号館
電話:03-5253-2111(大代表) FAX:03-3501-6820
内閣府ホームページ: <http://www.bousai.go.jp/>

総務省消防庁 国民保護・防災部
Fire and Disaster Management Agency 防災課

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館
電話:03-5253-5111(代表) FAX:03-5253-7535
消防庁ホームページ: <https://www.fdma.go.jp/>

気象庁
Japan Meteorological Agency

地震火山部地震津波監視課
地震津波防災推進室

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3丁目6番9号
電話:03-6758-3900(代表) FAX:03-3584-8644
(耳の不自由な方向へ)
気象庁ホームページ: <https://www.jma.go.jp/>